

第六十五回国会 衆議院 運輸委員會 議 録 第 二 号

昭和四十六年二月五日(金曜日)

午後一時一分開議

出席委員

委員長 福井 勇君

理事 宇田 國榮君

理事 德安 實藏君

理事 村山 達雄君

理事 松本 忠助君

小此木彦三郎君

西村 英一君

井岡 大治君

金丸 徳重君

内藤 良平君

宮井 泰良君

理事 加藤 六月君

理事 箕輪 登君

理事 齊藤 正男君

理事 河村 勝君

理事 關谷 勝利君

古屋 亨君

井野 正揮君

久保 三郎君

田中 昭二君

和田 春生君

出席國務大臣

運輸大臣 楠本登美三郎君

出席政府委員

運輸大臣官房長 高林 康一君

運輸省鉄道監督局長 山口 真弘君

運輸省自動車局長 野村 一彦君

委員外の出席者

運輸委員会調査室長 鎌瀬 正己君

委員の異動

一月二十九日

和田 春生君

補欠選任

竹本 孫一君

二月二日

和田 春生君

補欠選任

池田 頑治君

和田 春生君

同日

補欠選任

池田 頑治君

和田 春生君

補欠選任

河野 洋平君

小此木彦三郎君

一月三十日

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

道路運送車両法及び自動車検査登録特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

二月四日

山陽新幹線の路線変更に関する請願(青柳盛雄君紹介)(第二三三七号)

同(浦井洋君紹介)(第二三八八号)

同(小林政子君紹介)(第二三九九号)

同(田代文久君紹介)(第二四〇〇号)

同(谷口善太郎君紹介)(第二四〇一号)

同(津川武一君紹介)(第二四二二号)

同(寺前巖君紹介)(第二四三三号)

同(土橋一吉君紹介)(第二四四四号)

同(林百郎君紹介)(第二四五五号)

同(東中光雄君紹介)(第二四六六号)

同(不破哲三君紹介)(第二四七七号)

同(松本善明君紹介)(第二四八八号)

同(山原健二郎君紹介)(第二四九九号)

同(米原稔君紹介)(第二五〇〇号)

東北、上越新幹線の起点として上野駅決定に関する請願(中川嘉美君紹介)(第三五四号)

東北新幹線東京・盛岡間の早期着工に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第三五五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

道路運送車両法及び自動車検査登録特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

〇福井委員長 これより会議を開きます。

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案並びに道路運送車両法及び自動車検査登録特別会計法の一部を改正する法律案を順次議題とし、それぞれ提案理由の説明を聴取いたします。橋本運輸大臣。

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項中「昭和四十一年度」を「昭和四十六年度」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした改正前の第三条第一項又は第二項の規定による踏切道の指定は、改正後の同条第一項又は第二項の規定に基づいてしたものともみなす。

理由

踏切道における交通量の増加等の状況にかんがみ、交通事故の防止と交通の円滑化に寄与するため、引き続き昭和四十六年度以降五箇年間にわたり踏切道の改良を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

道路運送車両法及び自動車検査登録特別会計法の一部を改正する法律案

道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第八十六条第二項中「第九十四条の四第三項」を「第九十四条の四第四項」に改める。

第九十四条第一項中「運輸大臣」を「陸運局長」に、「優良な」を「運輸省令で定める基準に適合する」に改め、同条第四項中「運輸大臣」を「陸運局長」に、「に基づく」を「運輸省令で定める基準に適合する」に改め、同条第五項中「認定の基準」を削る。

第九十四条の二第一項中「申請により、自動車分解整備事業者(当該事業者場について運輸省令で定める種類の優良自動車整備事業者の認定を受けた者に限る。)であつて」を「自動車分解整備事業者の申請により、自動車分解整備事業者の認定を受けた事業者場であつて、自動車の整備に必要とする設備、技術及び管理組織を有するはか」に、「選任すると認めるもの」について、事業者場ごとに「選任して第九十四条の五第一項の自動車の整備について検査をさせると認められるものについて」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定の適用については、二以上の自動車分解整備事業者の事業者場のために用いられる自動車の検査の設備は、その管理の方法、位置その他について運輸省令で定める要件を備えるときは、当該二以上の事業者場のそれぞれに所屬する自動車の検査の設備とみなすことができる。

〇福井委員長 これより会議を開きます。

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案並びに道路運送車両法及び自動車検査登録特別会計法の一部を改正する法律案を順次議題とし、それぞれ提案理由の説明を聴取いたします。橋本運輸大臣。

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項中「昭和四十一年度」を「昭和四十六年度」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした改正前の第三条第一項又は第二項の規定による踏切道の指定は、改正後の同条第一項又は第二項の規定に基づいてしたものともみなす。

理由

踏切道における交通量の増加等の状況にかんがみ、交通事故の防止と交通の円滑化に寄与するため、引き続き昭和四十六年度以降五箇年間にわたり踏切道の改良を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

道路運送車両法及び自動車検査登録特別会計法の一部を改正する法律案

道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第八十六条第二項中「第九十四条の四第三項」を「第九十四条の四第四項」に改める。

第九十四条第一項中「運輸大臣」を「陸運局長」に、「優良な」を「運輸省令で定める基準に適合する」に改め、同条第四項中「運輸大臣」を「陸運局長」に、「に基づく」を「運輸省令で定める基準に適合する」に改め、同条第五項中「認定の基準」を削る。

第九十四条の二第一項中「申請により、自動車分解整備事業者(当該事業者場について運輸省令で定める種類の優良自動車整備事業者の認定を受けた者に限る。)であつて」を「自動車分解整備事業者の申請により、自動車分解整備事業者の認定を受けた事業者場であつて、自動車の整備に必要とする設備、技術及び管理組織を有するはか」に、「選任すると認めるもの」について、事業者場ごとに「選任して第九十四条の五第一項の自動車の整備について検査をさせると認められるものについて」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定の適用については、二以上の自動車分解整備事業者の事業者場のために用いられる自動車の検査の設備は、その管理の方法、位置その他について運輸省令で定める要件を備えるときは、当該二以上の事業者場のそれぞれに所屬する自動車の検査の設備とみなすことができる。

〇福井委員長 これより会議を開きます。

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案並びに道路運送車両法及び自動車検査登録特別会計法の一部を改正する法律案を順次議題とし、それぞれ提案理由の説明を聴取いたします。橋本運輸大臣。

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項中「昭和四十一年度」を「昭和四十六年度」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした改正前の第三条第一項又は第二項の規定による踏切道の指定は、改正後の同条第一項又は第二項の規定に基づいてしたものともみなす。

理由

踏切道における交通量の増加等の状況にかんがみ、交通事故の防止と交通の円滑化に寄与するため、引き続き昭和四十六年度以降五箇年間にわたり踏切道の改良を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

道路運送車両法及び自動車検査登録特別会計法の一部を改正する法律案

道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第八十六条第二項中「第九十四条の四第三項」を「第九十四条の四第四項」に改める。

第九十四条第一項中「運輸大臣」を「陸運局長」に、「優良な」を「運輸省令で定める基準に適合する」に改め、同条第四項中「運輸大臣」を「陸運局長」に、「に基づく」を「運輸省令で定める基準に適合する」に改め、同条第五項中「認定の基準」を削る。

第九十四条の二第一項中「申請により、自動車分解整備事業者(当該事業者場について運輸省令で定める種類の優良自動車整備事業者の認定を受けた者に限る。)であつて」を「自動車分解整備事業者の申請により、自動車分解整備事業者の認定を受けた事業者場であつて、自動車の整備に必要とする設備、技術及び管理組織を有するはか」に、「選任すると認めるもの」について、事業者場ごとに「選任して第九十四条の五第一項の自動車の整備について検査をさせると認められるものについて」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定の適用については、二以上の自動車分解整備事業者の事業者場のために用いられる自動車の検査の設備は、その管理の方法、位置その他について運輸省令で定める要件を備えるときは、当該二以上の事業者場のそれぞれに所屬する自動車の検査の設備とみなすことができる。

〇福井委員長 これより会議を開きます。

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案並びに道路運送車両法及び自動車検査登録特別会計法の一部を改正する法律案を順次議題とし、それぞれ提案理由の説明を聴取いたします。橋本運輸大臣。

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項中「昭和四十一年度」を「昭和四十六年度」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした改正前の第三条第一項又は第二項の規定による踏切道の指定は、改正後の同条第一項又は第二項の規定に基づいてしたものともみなす。

理由

踏切道における交通量の増加等の状況にかんがみ、交通事故の防止と交通の円滑化に寄与するため、引き続き昭和四十六年度以降五箇年間にわたり踏切道の改良を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

道路運送車両法及び自動車検査登録特別会計法の一部を改正する法律案

道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第八十六条第二項中「第九十四条の四第三項」を「第九十四条の四第四項」に改める。

第九十四条第一項中「運輸大臣」を「陸運局長」に、「優良な」を「運輸省令で定める基準に適合する」に改め、同条第四項中「運輸大臣」を「陸運局長」に、「に基づく」を「運輸省令で定める基準に適合する」に改め、同条第五項中「認定の基準」を削る。

第九十四条の二第一項中「申請により、自動車分解整備事業者(当該事業者場について運輸省令で定める種類の優良自動車整備事業者の認定を受けた者に限る。)であつて」を「自動車分解整備事業者の申請により、自動車分解整備事業者の認定を受けた事業者場であつて、自動車の整備に必要とする設備、技術及び管理組織を有するはか」に、「選任すると認めるもの」について、事業者場ごとに「選任して第九十四条の五第一項の自動車の整備について検査をさせると認められるものについて」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定の適用については、二以上の自動車分解整備事業者の事業者場のために用いられる自動車の検査の設備は、その管理の方法、位置その他について運輸省令で定める要件を備えるときは、当該二以上の事業者場のそれぞれに所屬する自動車の検査の設備とみなすことができる。

第九十四条の三の見出し中「検査設備」を「設備」に改め、同条第一項中「自動車の検査の設備」を前条第一項の運輸省令で定めるを「同項の設備（自動車の検査の設備を含む。次項において同じ。）、技術及び管理組織を同条第一項に規定する」に改め、同条第二項中「自動車の検査の設備が前条第一項の運輸省令で定めるを、前条第一項の設備、技術及び管理組織が同項に規定する」に改め、「修理、改造その他の」を削る。

第九十四条の四第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「第八十五条第二項及び」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 自動車検査員は、他の事業場の自動車検査員となることできない。ただし、同一の指定自動車整備事業者の他の事業場で、位置その他について運輸省令で定める要件を備えるものについては、この限りでない。

第九十四条の八第二項中「若しくは優良自動車整備事業者」を削る。

十一 指定自動車整備事業の 一件につき 指定を申請する者 千六千円

第二百二条第二項中「又は第七号から第九号まで」を「第七号から第九号まで又は第十一号」に改める。

第二百三条第一項中「第九十四条の四第三項」を「第九十四条の四第四項」に改める。

第二百九条第三号中「第九十四条の四第二項」を「第九十四条の四第三項」に改め、同条第六号中「第九十四条の四第三項」を「第九十四条の四第四項」に改める。

（自動車検査登録特別会計法の一部改正）
第二条 自動車検査登録特別会計法（昭和三十九年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「登録」の下に「並びに指定自動車整備事業の指定」を加える。

昭和四十六年二月九日印刷

昭和四十六年二月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B

附則

この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

理由

民間による自動車の検査の能力をいっそう活用するため、指定自動車整備事業について、自動車の検査の設備を二以上の事業場に共用することができるとする等指定の要件を改めるとともに、指定自動車整備事業の指定の事務について自動車検査登録特別会計において経理することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○橋本國務大臣 たいだいま議題となりました踏切道改良促進法の一部を改正する法律案の提案理由につきましまして、御説明申し上げます。

交通事故の防止及び交通の円滑化をはかるため、政府といたしましては、従来から踏切道の立体交差あるいは保安設備の整備等その改良につきましまして、極力努力をいたしてまいったところでありました。

特に、昭和三十六年に制定されました踏切道改良促進法に基づきまして、立体交差化、構造改良あるいは保安設備の整備を行なうべき踏切道を指定いたしました。鋭意危険な踏切道の解消及び交通の隘路の打開にとめてまいりました結果、踏切事故は年々減少する等相当の成果をあげることができた次第であります。

しかしながら、最近の自動車交通量の著しい増加のため、踏切事故は、ここ二、三年若干増加するともに重大化する傾向にありまして、この点を考慮いたしますとき、踏切道の現状はまだまだ必ずしも満足すべき状態にあるとは申すことができません。

御承知のとおり、踏切道改良促進法は、改良すべき踏切道を指定することができます期限を昭和四十五年度末としておりますが、今後さらに踏切事故の減少をはかるとともに、踏切道における交通

の渋滞の解消を促進するためには、同法に基づき行なっております改良促進の措置を継続する必要があると考へ、今回の改正案を提案いたしました次第であります。

改正の内容は、踏切道改良促進法により改良すべき踏切道を指定することができる期限を、さらに五カ年間延長しようとするものであります。

これによりまして、今後五カ年間に踏切道の整備は一段と促進され、交通事故の防止と交通の円滑化に大いに寄与するものと考えております。以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、たいだいま議題となりました道路運送車両法及び自動車検査登録特別会計法の一部を改正する法律案につきましまして、その提案理由を御説明申し上げます。

最近における自動車数の激増に伴い、自動車の検査業務は増加の一途をたどっておりますが、これに対処して、自動車の検査における行政サービスの向上をはかるため、電子情報処理組織の導入、自動検査機械の導入等、国の検査事務の効率化を推進する一方、指定自動車整備事業制度、いわゆる民間車検制度の積極的な活用を鋭意努力をいたしておるところであります。

今回の改正は、この民間車検制度の拡大をさらに推進することを主眼としたものであり、これによつて自動車の検査業務の円滑な遂行を確保しようとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

まず初めに、道路運送車両法の一部改正につきましましては、第一に、民間による検査能力を一そう活用するため、民間車検工場の検査設備及び自動車検査員について、技術の水準及び検査の責任体制が維持され、保安が確保される範囲内において、他の事業場と共用または兼任することを認めることとしております。

第二に、指定自動車整備事業の指定の申請にあ

たっては、事前に優良自動車整備事業者の認定を受ける必要がないこととしております。

第三に、優良自動車整備事業者の認定の権限を運輸大臣から陸運局長に委譲すること、その他所要の改正を行なうこととしております。

次に、自動車検査登録特別会計法の一部改正につきましましては、民間車検制度の充実をはかることとするに併し、従来からこの特別会計において経理をしております自動車の検査事務と密接不可分の関係となる指定自動車整備事業者の指定の事務に關する経理も、この会計に移して経理することが必要と認められますので、指定自動車整備事業の指定の事務に關する経理を、この会計において行なうこととするものであります。

以上が、この法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○福井委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時七分散会